

# 砂川市いじめ防止基本方針

平成 27 年 4 月

砂川市・砂川市教育委員会

(平成 3 1 年 2 月改定)



## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許さるものではありません。

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識する必要があります。

北海道においては、平成26年4月に「北海道いじめの防止等に関する条例」を施行し、その後、施行後3年を目途とする条例の見直し規定に基づき、国の基本方針が改定されたことなどを踏まえ、平成30年2月に「北海道いじめ防止基本方針」を改定しました。

本市においても、平成27年4月に「砂川市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・事案対処に向けた取組を進めてきたところですが、国や道の基本方針が改定されたことなどを踏まえ、「砂川市いじめ防止基本方針」を改定することとしました。

以下の「砂川市いじめ防止基本方針」に示すいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互連携の下、地域全体でいじめの問題を克服することを目指して行うものです。

## I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

全ての児童生徒が自分自身を必要とされている存在であると認識し、互いの違いを認め合い、支え合うことができるよう、いじめ防止等の取組を進めます。「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。」「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深める。」「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服する。」ことを基本とします。

#### (1) 基本的な考え方に関する留意点

- ① いじめを受けた児童生徒にも何らかの原因がある、責任があるという考え方はしない。
- ② 発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- ③ 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことにより、将来の夢や希望をしっかりと持ち、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生き抜く力を育む。

## 2 いじめの理解

### (1) いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法に「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。なお、「一定の人間関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します。

### (2) いじめの認知

- ① いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断する。
- ② いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも目を向け、情報収集を行うよう努める。
- ③ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ④ 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合があることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実も踏まえる。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、「学校いじめ対策組織」で情報共有して対応する。

- ⑤ 「けんか」や「ふざけあい」であっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ⑥ 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」等の学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### (3) いじめの内容

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが

必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報して対応する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない『いじめ』」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う『いじめ』」と同様、生命や身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがあります。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

#### (4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。見極めにあたっては、被害児童生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認し、学校や保護者のほか、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

### 3 市の責務

- (1) 市は、市内の小中学校に通うすべての児童生徒が、いじめに遭わず、安心して学校生活を送る

ことができるよう、いじめの防止等のための施策を推進します。

- (2) 市は、いじめを早期発見することができるように定期的な調査を実施するとともに、その結果を分析して、学校が「仲間づくり・居場所づくり・絆づくり」の取組を適切に進めることができるよう指導・助言します。なお、調査結果を公表するにあたっては、学校や個人が特定されることのないよう十分に配慮します。
- (3) 市は、市や空知管内、北海道にそれぞれ設置されている「相談電話」の周知や、いじめ防止に関する啓発資料等の作成及び配布に取り組むとともに、各学校に対し、いじめ問題に対する対応等について指導・助言します。

#### 4 学校の責務

- (1) 学校は、「いじめ防止対策推進法」、「北海道いじめ防止基本方針」、市の「基本方針」を参酌し、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて、基本的な考え方、取組の内容等を盛り込んだ「学校の基本方針」を策定します。
- (2) 学校は、いじめの防止等に関する取組を効果的に行うための組織を設置します。
- (3) 学校は、日頃から全ての児童生徒に自尊心と他者を思いやる心を育成するために、生徒指導の機能（自己決定、自己有用感、共感的理解）を生かした教育活動を展開するとともに、「絆づくり」を中心に、児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育て、「いじめをしない・させない・許さない」集団づくりを進めます。
- (4) 学校は、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成に努めます。
- (5) 学校は、いじめの問題に迅速に対応するため、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努めます。
- (6) 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては事実を詳細に確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。

#### 5 教職員の責務

- (1) 教職員は、児童生徒理解を深め、信頼関係を築き、児童生徒の些細な変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努めます。
- (2) 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通します。
- (3) 教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別

的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意します。

- (4) 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付けます。

## 6 保護者の責務

- (1) 保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努めます。
- (2) 保護者は、その保護する児童生徒の発達段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして、基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努めます。
- (3) 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めます。
- (4) 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支えるよう努めます。
- (5) 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めます。

## 7 市民及び事業者の役割

- (1) 市民及び事業者は、児童生徒に発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を積極的に進めます。
- (2) 市民及び事業者は、児童生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者、教育委員会、相談機関等の関係団体に通報するなど、児童生徒の抱える問題の解消に努めます。

## Ⅱ いじめ防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

砂川市は、学校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に進めるため、基本方針の策定と、既存の組織を活用した取組を進めます。

#### (1) 砂川市いじめ防止基本方針の策定

北海道では、「地方公共団体は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましい。」とする国の基本方針を受け、市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係者間の連携等により、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止等のための対策をより実効的なものにするため、「基本方針」を定めました。

本市はこのような状況に基づき、国及び道の基本方針を参酌し、本市の実態に応じて、本市及び市内小中学校におけるいじめへの対応等に関する具体的な運用を明らかにし、これまでのいじめ防止対策の蓄積を生かした、いじめ防止等のための基本方針を策定することとしました。

なお、国や道の基本方針の見直しがあった場合を含め、いじめの問題に係る各種調査の結果等を踏まえ、必要に応じて、保護者、地域住民、関係機関等や児童生徒の意見を取り入れるとともに、見直しを行うこととします。

#### (2) いじめ防止対策推進法に定める組織の設置について

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」で、「地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。」と定めているいじめの防止等に関する組織について、「砂川市青少年指導センター推進員会議」において、関係機関と連携し、いじめをはじめとする生徒指導上の課題や地域の子どもの現状について情報共有を図るとともに、地域の子どもの健全育成に係る取組について、小小連携・小中連携を含めた生徒指導の充実に努めます。

### 2 いじめの未然防止に関する取組

(1) 3つのキーワード【『つくる』・『教える』・『考えさせる』】に基づいた教育活動の充実を図り、いじめを生まない学校づくりに向けた指導・助言を行います。

#### ① 『つくる』教育活動全体を通していじめを生まない空気を学校内に醸成させる。

- ・生徒指導の機能を生かした授業づくり
- ・児童生徒の「手」による仲間づくりやいじめ撲滅に関する活動づくり
- ・あたりまえのことをあたりまえに行える集団づくり
- ・教職員と児童生徒、保護者の間の良好な人間関係づくり など

#### ② 『教える』直接的、間接的に教えるべきことを教える。

- ・いじめとは何か
- ・具体的ないじめの様態と犯罪とのつながり



- ・ 社会にあるルールや規範等を守ることの重要性
  - ・ 相手に恐怖や不安、苦痛を与えないコミュニケーション など
- ③ 『考えさせる』あらゆる機会でいじめ事例を取りあげ、考えさせる場を設定する。
- ・ いじめのない学校をつくるためにできること
  - ・ 友達や仲間がいじめられているのを目撃したときの対処
  - ・ 自分がいじめの標的になった時の対処
  - ・ インターネットやSNS利用の注意点
  - ・ 書きこみの内容と法律や自分の将来との関係 など
- (2) 学校が実施する学校評価に、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を位置づけるとともに、児童生徒の状況等を踏まえて目標や対策を立て、目標や対策の具体的な取組状況や、達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう指導・助言を行います。
- (3) 児童生徒が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒の活動に対する支援を行います。
- (4) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実させます。
- (5) 児童生徒及びその保護者に対し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、道が作成した資料を活用するなどして広報・啓発活動を進めます。
- (6) 児童生徒及びその保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、スマートフォン等の利用上のルールや道が作成した資料を活用するなどして啓発活動を進めます。
- (7) 道が実施する研修会を活用するなどして、教職員のいじめへの理解深化を図るとともに、学校間における児童生徒の情報交換の場を計画的に開催します。
- (8) 過去にいじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒に対し、進級や卒業後も適切な支援が行われるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備します。
- (9) 「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性に配慮した適切な支援や、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導について、指導・助言を行います。

### 3 いじめの早期発見に関する取組

- (1) 3つのキーワード【『見抜く』・『集める』・『共有する』】に基づいたいじめの早期発見に向けた各学校の取組に対し、指導・助言を行います。
- ① 『見抜く』様々な観察手段を駆使して、児童生徒の状況を把握する。
- ・ 顔色、言動、服装の変化
  - ・ 靴箱やロッカーの使用の状況や持ち物の変化

- ・遊び、ふざけ、けんかのようにみえる児童生徒のやりとり
- ・文字の乱れ
- ・保健室の利用状況
- ・生活リズムの変化の把握 など

② 『集める』児童生徒・保護者・地域を巻き込んで、情報を集める。

- ・定期的な教育相談の実施とスクールカウンセラーの効果的な活用
- ・児童生徒理解に関するツールの活用
- ・いじめアンケートの実施
- ・地域のうわさ、町内会の情報の活用 など

③ 『共有する』一人で抱えず、組織で対応することを日常化する。

- ・定期的な情報交換の場の設定
- ・対応窓口の組織化
- ・担任の指導に頼らない、ケースによる指導チームの結成 など

(2) 児童生徒自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる取組を推進するとともに、児童生徒や保護者等からのいじめに関する通報及び相談に対し、学校と連携した迅速な対応を行います。

(3) いじめを早期に発見するため、年に2回、道が作成したアンケート用紙を活用するなどして、学校の児童生徒に対する定期的な調査を実施します。

(4) 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うための相談窓口等の周知を通して、児童生徒及び保護者への支援に努めます。

(5) 児童生徒のいじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体の間の連携の強化や、その他必要な体制を整備します。

(6) 本市に居住する保護者が、法律及び北海道の条例に規定された保護者の責務等を踏まえて、その保護する児童生徒の規範意識等を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動等、家庭への支援体制を整備します。

(7) 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するため、道や学校、教育委員会がネットパトロールを定期的実施するなどして、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案を対処します。

#### 4 いじめへの適切な対応に関する取組

(1) 3つのキーワード【『寄り添う』・『つかむ』・『修復する』】に基づいたいじめへの適切な対応について、各学校の取組に指導・助言を行います。

① 『寄り添う』いじめられている児童生徒及び保護者の心情に寄り添う。

- ・二次的被害（不登校・自傷行為・仕返し等の防止）への気配り
- ・「あなたは決して悪くない」「必ず守る」と一緒に立ち向かおうとする態度
- ・教師の経験や直感で生徒の心情を勝手に受け止めない
- ・安全な居場所の確保
- ・具体的な支援策の提示（いつまでに、誰が、どんなことを行っていくのか） など

② 『つかむ』様々な角度から事実関係を把握する。

- ・一人で対応せず組織で行うとともに、主観を入れず、複数の目で把握
- ・出来る限り第三者への事情聴取（複数の目撃証言により、事実の全体像を把握する。）
- ・加害者のせつない気持ちへの配慮（人格を否定せず、その行為を否定する。） など

### ③ 『修復する』指導と経過観察を繰り返しながら人間関係を修復する。

- ・解決後の経過観察（謝罪して終わりとししない。）
- ・加害者の心の修復（自らの行為を反省させ、二次的問題が生じないように配慮、指導する。）
- ・被害者の心の修復（二次的問題が発生した場合、躊躇しないで申し出るよう指導する。）
- ・第三者の心の修復（いじめはいかなる理由があっても許されないという環境づくり）
- ・スクールカウンセラーの活用（加害者・被害者・第三者）
- ・保護者との定期的な情報交換（加害者・被害者・第三者） など

（２）学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援や措置を講じるとともに、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を実施します。

## Ⅲ 重大事態への対処に関する事項

### 1 重大事態について

教育委員会は、次に掲げる事態を重大事態として、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに事実関係を明確にする調査を行うこととします。

- （１）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ① 児童生徒が自殺を企図した場合
  - ② 身体に重大な傷害を負った場合
  - ③ 精神性の疾患を発症した場合
  - ④ 金品等に重大な被害を被った場合
- （２）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- （３）いじめられて重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの申立てがあったとき。
- （４）上記以外、児童生徒個々の状況と保護者の要望を十分に把握し、重大事態と判断するとき。

### 2 重大事態への対処について

#### （１）教育委員会の対処

- ① 教育委員会は、重大事態が発生した際、当該学校等へ事実確認に関する調査を指示し、その結果を報告させるとともに、「砂川市いじめ問題調査委員会」を立ち上げ、事実関係を明確にするための調査を行います。なお、本調査委員会は、弁護士等の専門的な知識や幅広い見識をもつ第三者（当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない者をいう。）

をもって構成するとともに、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして、その公平性と中立性を確保します。

- ② 教育委員会は、重大事態の調査を行う際、いじめを受けた児童生徒とその保護者が意見を述べる可以保证する機会を保障します。
- ③ 教育委員会は、重大事態に至る要因となつたいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にします。
- ④ 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明します。
- ⑤ 教育委員会は、調査結果を市長に報告します。
- ⑥ 教育委員会は、調査結果を踏まえ、重大事態への対処及び再発防止のため、必要な施策を講じます。

## **(2) 市長の対処**

- ① 市長は、重大事態に係る報告を教育委員会から受け、必要があると認めたときは、附属機関を設置するなどして、再調査を行うことができます。
- ② 市長は、行った再調査の結果を、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明します。
- ③ 市長は、自身が必要に応じて行った再調査結果を踏まえ、重大事態への対処及び再発防止のため、必要な施策を講じます。

## **(3) 出席停止について**

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒や、その他の児童生徒が安心して教育を受けられない場合、砂川市立学校管理規則第39条の3第2項の規定に基づき、出席停止の判断をします。